

桜井市地域公共交通活性化再生協議会【書面開催】の議決結果

令和5年1月18日付文書で開催しました桜井市地域公共交通活性化再生協議会について、議決書を委員総数15名中、14名にご提出いただきました。協議会成立条件である過半数に達しておりますので、協議会は成立いたしました。議決結果は次のとおりです。

【議案結果】

第1号議案

令和4年度 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）・地域公共交通調査事業（地域公共交通調査事業）の事業評価（自己評価）について

（承認）

【特記事項】

本協議会の承認を受け、令和5年1月30日付で事業評価関連書類を近畿運輸局に提出いたしました。



NARAKOTSU NEWS

No.14

令和4年11月17日
奈良交通株式会社
〒630-8651
奈良市大宮町1丁目1番25号
<https://www.narakotsu.co.jp>

自動継続型金額式ICカード定期券

シーカ プラス

「CI-CA plus」のWEB販売について



このたび当社では、券面に記載された運賃の範囲内であれば全路線（一部除く）でご利用いただける金額式ICカード定期券「CI-CA plus」のWEB販売および自動継続サービスを新たに開始いたします。

通勤・通学だけではなく、日常のお出かけや観光などでもご利用いただける大変便利でお得な定期券を、パソコンやスマートフォンでいつでもご購入いただけ、有効期限ごとの購入手続きも不要となりますので、ぜひお買い求めください。

なお、金額式定期券・WEB販売・自動継続の組み合わせは業界初のサービスとなります。

記

1. 導入の目的

- (1) 定期券ご購入時における案内所窓口の混雑および現金のみでの販売を解消する。（ウィズコロナにおける非接触にも対応する。）
- (2) 商品価値を高めることにより、長期でご利用されるお客様の利便性向上を図るとともに、新規顧客の獲得を目指す。
- (3) 人流の活性化に繋げ、交通ネットワークの維持と沿線地域の経済活性化に貢献する。



▲カード券面

2. 販売開始日

令和5年3月1日（水）

3. CI-CA plus の概要

(1) 金額式定期券

金額式定期券（新設）	従来の区間式定期券
定期券に記載された運賃区間内の奈良交通・エヌシーバスの全路線（高速バス等の一部路線を除く）でご利用可能 ※運賃区間を越えて乗車された場合は「差額運賃」の精算でご利用可能	定期券の指定区間のみご利用可能 ※指定区間を越えて乗車された場合は越えた区間の「片道運賃」が必要

(2) WEB販売

お手続き等	WEB販売サイトから新規購入申込、変更、解約
お受取り	郵送または案内所窓口でのお受取り
決済手段	クレジットカード（VISA・MasterCard・JCB・AMEX・Diners） ※ご希望の方は銀行振込も可能

※案内所窓口でのお申込みはできません。

(3) 自動継続

通用期間	毎月1日～月末（利用初月は月途中から日割り計算で購入可能）以降、自動更新となります。
請求日	・クレジットカードの場合、毎月20日に翌月分を請求いたします。 ・銀行振込の場合、毎月5日に翌月分の振込案内メールを送付、20日までにお振り込みください。（都度振込手数料のご負担が必要です）
解約	月末日の12時（正午）までにWEB販売サイトで解約手続きをされますと、翌月分からの解約が可能です。（月途中での解約はできません）

(4) お客様のメリット

CI-CA plus（新設）		従来の定期券
①	運賃区間内であれば、通勤や通学でご利用される区間以外でもご利用が可能	指定区間しかご利用できない
②	WEB上で購入、変更、解約のお手続きが可能	案内所窓口の営業時間内に、窓口での購入、変更、解約のお手続きが必要
③	クレジットカード等で毎月払い	購入時に現金で一括支払い
④	自動継続なので有効期限ごとの購入手続きが不要	有効期限ごとの購入手続きが必要
⑤	学生定期券に2年目以降、長期利用割引を適用（13か月目以降15%引き）	—
⑥	サンマルク、ミスタードーナツ等の当社が運営する飲食店舗等での特典あり（今後拡大予定）	—

4. 販売券種

通勤定期券（大人・大人障害者等割引）、学生定期券（大人・小児・大人障害者等割引）
※大人通勤定期券は「持参人式」なので、ご家族皆様でご利用いただけます。

5. 割引率

従来の6か月定期券と同じです。（6か月ご利用の場合）

6. お支払方法

6か月定期券の運賃を5等分した金額（10円未満の端数は切り捨て）を最初の5か月で月々お支払いいただきます。（6か月目のお支払いはありません。）以降このサイクルの繰り返しとなります。

7. ご利用方法

従来の区間式定期券と同様、バス車内のICカード読取機にカードをタッチしてください。
ICカードに従来どおりチャージすることができます。

8. その他

詳細については、WEB販売サイトの開設（令和5年2月予定）に合わせて、後日改めて公表いたします。

9. お問い合わせ

奈良交通㈱ 乗合事業部

TEL 0742(20)3150（平日 9:00～17:00）

以上

この件に関するお問合せ

奈良交通株式会社 総務人事部

広報担当 橋本・脇阪・大川 TEL 0742(20)3117



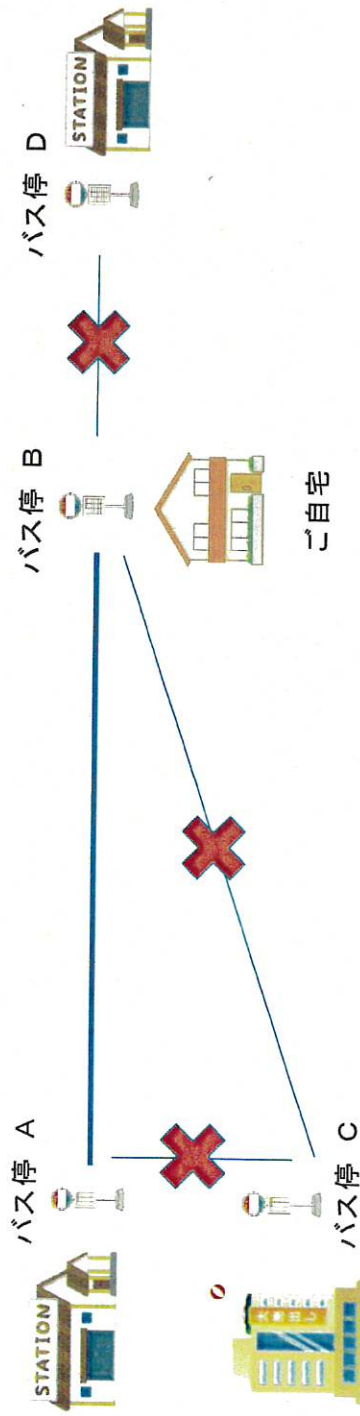
本資料配付先：奈良県政・経済記者クラブ、学研都市記者クラブ

(別紙 1)

金額式定期券のイメージ

○ 区間式定期券 (従来)

・ 指定区間 A ⇄ B

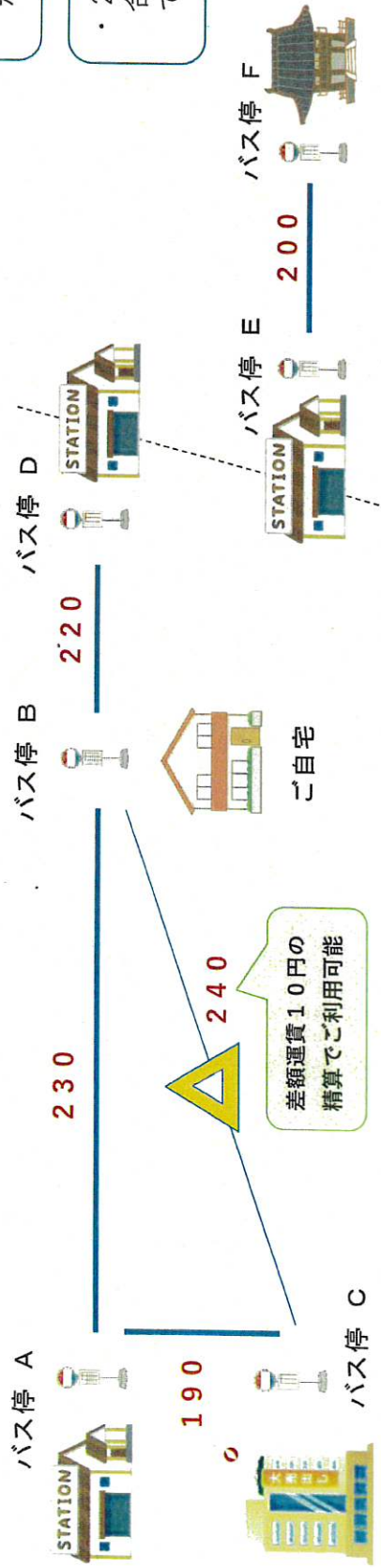


・ A～Bの間でしか
ご利用できません。

・ 指定区間以外のご利
用はその区間の片道
運賃が必要です。

○ 金額式定期券 (新設)

・ 指定金額区間 230円



・ 230円以下の区間
であれば路線に関係
なくご利用できます。

・ 230円を超える場
合は差額運賃の精算
でご利用できます。

桜井市地域公共交通計画（案）について

1. 計画策定の目的

今後の社会情勢に伴う移動需要の変化を見据えつつ市内の地域公共交通ネットワークの整備と各公共交通機関の連携体制を確立し、地域住民及び利用者にとって利便性の高い持続可能な交通網を形成するため、市民や事業者、行政をはじめとした関係者が一体となって、本市の実情に応じた持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を戦略的に推進するために策定するものです。

2. 計画の期間

5 年間（令和 5 年度～令和 9 年度）

3. 目次

1. 計画策定の趣旨と目的
2. 計画の対象区域
3. 計画の対象期間
4. 計画の位置付け
5. 桜井市の現況
 - 5.1. 社会経済動向
 - 5.2. 上位・関連計画
 - 5.3. 公共交通現況
 - 5.4. 市民アンケート調査結果
 - 5.5. 利用者アンケート調査結果
 - 5.6. 登録者アンケート調査結果
 - 5.7. 交通事業者ヒアリング調査結果
 - 5.8. 神社仏閣・商業施設アンケート調査結果
6. 桜井市の地域公共交通に関するニーズと課題
7. 基本的な方針
 - 7.1. 基本理念
 - 7.2. 基本方針
 - 7.3. 地域公共交通ネットワーク
8. 目標及び成果指標
9. 施策の方向性と事業
 - 目標 1. 日常生活の移動がしやすい公共交通
 - 目標 2. 誰もが快適に利用できる公共交通
 - 目標 3. まちの賑わいを創出する公共交通
 - 目標 4. 市民が親しみを感じる公共交通
10. 計画の達成状況の評価

4. ニーズと課題

(1) 生活移動ができる地域公共交通ネットワークの整備

市内外の目的地に移動できるように、自家用車を運転できない市民の移動環境を確保するためにも、生活移動ができる地域公共交通ネットワークを整備する必要があります。

(2) 高齢者が利用しやすい移動手段の確保

高齢者の日常生活の移動を支援するために、また高齢者が安心して免許返納できるように、高齢者が利用しやすい移動手段を確保していく必要があります。

(3) 市民の公共交通を利用する意識醸成

市民に、自家用車だけでなく、公共交通で移動できることを意識定着してもらうために、また市民が利用することにより、公共交通サービスが維持できることを認識してもらうためにも、市民の公共交通を利用する意識を醸成していく必要があります。

(4) 観光客も利用できる公共交通サービスの提供

神社仏閣等と連携し、公共交通に関する情報ツールを充実させ、観光客が定期的に来訪したいと思ってもらうために、観光客も利用できる公共交通サービスを提供する必要があります。

(5) 利用しやすい鉄道駅及びその周辺の整備

鉄道駅に地域の拠点としての役割を付与するほか、鉄道駅周辺の賑わいの創出のために、利用しやすい鉄道駅及びその周辺の整備が必要です。

(6) 地域特性や利用状況に応じた公共交通サービスの提供

コミュニティバスのダイヤの見直しやデマンド型乗合タクシーの運行形態の見直し、わかりやすい運賃設定等を行い、地域特性や利用状況に応じた公共交通サービスを提供する必要があります。

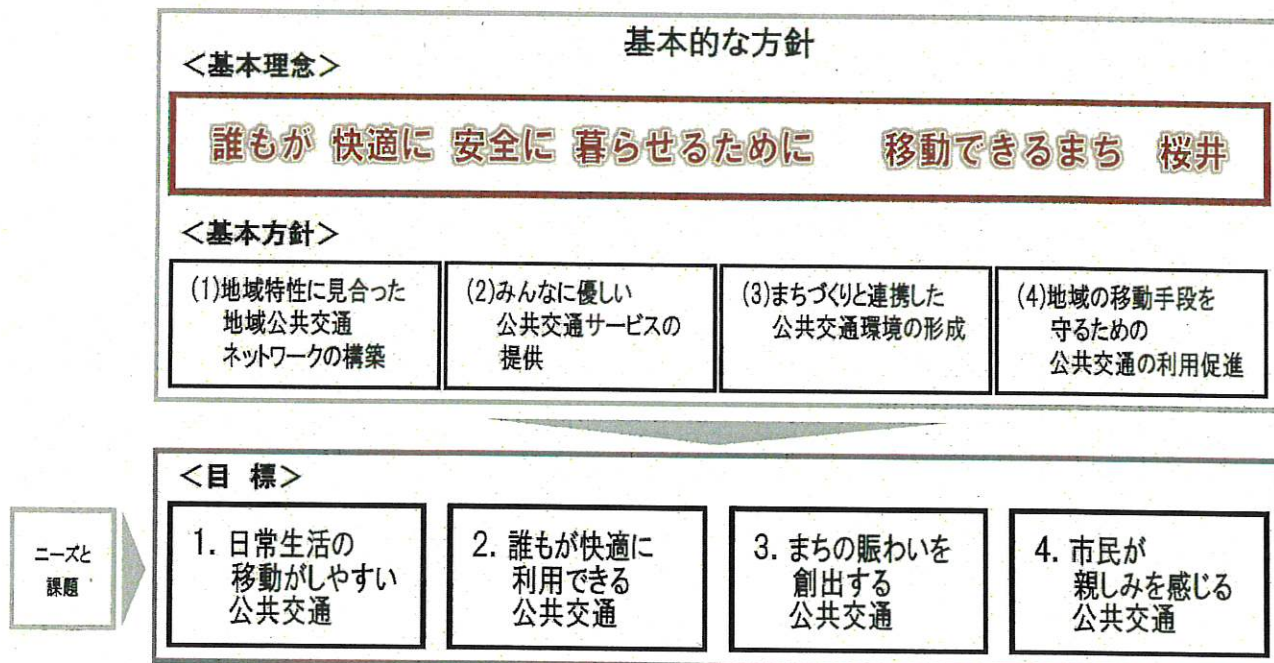
(7) 関係者相互が連携した取組の実施

市民、事業者、行政等が力を合わせて公共交通を維持していくために、主要施設や商業施設、神社仏閣等での公共交通に関する情報提供・発信、公共交通利用者に対する商業施設や飲食店等でのサービス提供、関係者の協働による担い手確保等、関係者相互が連携した取組を実施する必要があります。

5. 基本理念

**誰もが 快適に 安全に 暮らせるために
移動できるまち 桜井**

6. 目標



7. 成果指標

目標	指標	データの取得方法	区分	現況値	目標値
				2021年度(R3)	2027年度(R9)
1.日常生活の移動がしやすい公共交通	コミュニティバス利用者数（1年あたりの総数）※	市保有の乗降データにより毎年計測	標準	98千人	100千人
	デマンド型乗合タクシー利用者数（1年あたりの総数）※	市保有の乗降データにより毎年計測	標準	1,770人	1,840人
	路線バス利用者数（1年あたりの総数）※	バス事業者保有の乗降データにより毎年計測	標準	74千人	76千人
	JR鉄道駅乗車人員（1年あたりの総数）	鉄道事業者保有の乗車人員データにより毎年計測	標準	1,121千人	1,121千人
	近鉄鉄道駅乗車人員（1年あたりの総数）	鉄道事業者保有の乗車人員データにより毎年計測	標準	4,001千人	4,001千人
	コミュニティバスへの公的資金投入額（利用者1人あたり）	市保有のデータにより毎年計測	標準	731円/人	731円/人
	コミュニティバスの収支率	普通会計決算より毎年整理	標準	22.0%	22.0%
	デマンド型乗合タクシーへの公的資金投入額（利用者1人あたり）	市保有のデータにより毎年計測	標準	2,160円/人	2,160円/人
	デマンド型乗合タクシーの収支率	普通会計決算より毎年整理	標準	17.9%	17.9%
2.誰もが快適に利用できる公共交通	高齢者の運転免許証自主返納者数（1年あたりの総数）	警察署保有の返納者数データにより毎年計測	選択	225人	225人
	神社仏閣最寄りバス停の乗降者数（1日あたりの平均）	市保有の乗降データにより毎年計測	選択	34.1人	35人
3.まちの賑わいを創出する公共交通	主要施設最寄りバス停の乗降者数（1日あたりの平均）	商業施設	選択	27.9人	29人
		病院	選択	8.0人	8人
	市街地で公共交通の情報提供を実施している施設数		推奨	5施設	5施設
4.市民が親しみを覚える公共交通	コミュニティバスの乗り方教室開催回数	市保有の開催回数データにより毎年計測	推奨	0回/年	1回/年
	市民1人が1年間にコミュニティバスを利用する回数	市保有のデータにより毎年計測	推奨	1.7回/年	2.0回/年

※第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略で重要業績評価指標（KPI）に設定（コロナ禍前の2019(R1)に設定）

<指標区分の説明>

区分	説明
標準	地域公共交通計画の趣旨から見て設定する必要性が高いものであり、「住民の公共交通の利用者数」、「公共交通の収支率」、「公共交通への公的資金投入額」の3指標が該当。これらは原則全ての計画において設定。
推奨	「公共交通の利用頻度」や「平均輸送密度」など、交通施策との関連性が高い指標については、交通事業者や行政などの公共交通の運営側の目線から、事業の必要性や有効性を計測しやすい指標。
選択	地域の目指す姿や事業実施の目的によって設定を検討するものであり、地域の実態に合わせて適切なものを設定。

資料：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き

8. 施策メニューと事業

